

## 第39回 滄溟会関東支部総会議事録

～平成30年6月23日 15:00～16:00～

台東区民会館

### 1. 総会成立要件の確認

出席者 56名

関東支部登録 1400名 (本部宛名シールより)

それに対して20分の1 = 70名以上で成立

93 委任状 + 出席者56人 = 総会は成立

### 2. 議長選出 :

田中支部長

### 3. 議事録署名人 :

G39土橋 Z48 侯

## <決議事項>

### I 第1号議案 会則の変更 (添付資料1参照) ~田中支部長~

会則変更骨子

- ・ 登録会員制の実施
- ・ 終身会員制の廃止
- ・ 資産の有効活用

### II 第2号議案 基本財産の処分 ~田中支部長~

#### 1. 概要

- ・ すべての資産を流動資産化し、タイムリーで有効な活用ができる体制にするために、基本財産の考え方の廃止を提案。
- ・ 経費の使用に関して予算と決算報告を総会に提出し承認を得ることは從来どおり。  
(第1号議案 改定会則 23, 24、25条参照)

#### 2. 資産の内訳と処理

從来、定期性預貯金をもって基本財産としていた。

前年度末時点の資産の内訳

① 三井住友銀行三ツ境支店	定期預金	5,930,014 円
② ゆうちょ銀行京橋支店	定期預金	1,610,000 円

合計 7,540,014 円 (基本財産)

その他

③ 三井住友銀行三ツ境支店	普通預金	12,951 円
④ ゆうちょ銀行京橋支店	普通預金	224,459 円
⑤ ゆうちょ銀行京橋支店	振替口座	179,656 円
⑥ 城北信用金庫中央支店	普通預金	504,989 円
	合計	922,055 円
⑦ 現金		92,444 円
	総計	8,554,513 円

今後、上記の預金口座を以下の通り整理統合し、資産状況把握の明確化と日々の経理業務の負担軽減を図る。

今年度末の繰越金は以下の通り。

① ゆうちょ銀行京橋支店	定期預金	7,540,000 円
② ゆうちょ銀行京橋支店	普通預金	674,352 円
	合計	8,214,352 円

今後、余分な現金を極力手元に残さず、小口の経費支払いの際は、その都度キャッシュカードにて必要な現金を引き出することで、現金出納の記録を細かく残すようにし、もって経理会計業務の透明性を高めることとする。

### III. 第3号議案 第38期（平成29年度）決算報告 および、 第39期（平成30年度）予算案～境事務局長～（添付資料2参照）

以上、第1号議案～第3号議案まで、質問、意見等発言は一切なし。  
満場一致にて、議決。

### <報告事項>

#### 第1号事項 前事業年度の事業報告及び次年度の事業計画～田中支部長～

##### ■平成29年度事業報告

###### ① 関東支部総会の開催

平成29年6月24日（土）サンケイプラザにて開催。参加者93名。

###### ② 支部役員会の開催

昨年度中に下記の通り8回の役員会を開催し支部運営について協議した。

第1回目 平成29年6月30日（金） 参加者 7名  
第2回目 平成29年8月22日（火） 参加者 7名  
第3回目 平成29年10月19日（木） 参加者 7名  
第4回目 平成29年11月22日（木） 参加者 7名  
第5回目 平成30年1月23日（水） 参加者 10名  
第6回目 平成30年3月26日（月） 参加者 9名  
第7回目 平成30年4月25日（月） 参加者 5名  
第8回目 平成30年5月16日（水） 参加者 5名

場所 よしもとクリエイティブ・エージェンシー会議室

時間 18:30~21:00

その他、会員への連絡業務

平成29年11月8日（水） 参加者 3名

会員へホームページ開設とシステムへの登録案内はがき宛名シール貼り

平成30年5月8日（火） 参加者 3名

平成30年度総会案内はがき宛名シール貼り

③ ホームページの開設と会員登録の開始

滄溟会関東支部のホームページを開設し情報発信を行うと同時に、平成29年9月からしゅくみねっと株式会社のシステムを導入し会員登録を開始した。  
現在の登録会員数 205名（平成30年5月末現在）。

④ 天鷹丸横浜港寄港時の会員内覧会及び歓迎プレゼントの寄贈

・平成29年12月7日（木） 15時00分～ 会員40名が参加

・新天鷹丸の第1次航海をお祝いして、外装に天鷹丸の写真が入ったチョコレートを作成し、乗組員全員に進呈した。

■平成30年度 事業計画

1. 会員登録の促進

最終目標 500人以上

2. 総会以外の活動の実施

若手会員交流会（女子会員含む）

横浜カッター支援（参加者の懇親会支援）

ゴルフ部会の実施（企画、参加者の懇親会支援）

その他、会員交流・親睦の機会の創出、懇親会支援

3. 情報発信の強化

ホームページによる情報発信

関連団体、企業、個人とのリンクの強化

登録会員へのメールマガジンの発信

※年1回の総会から、仕事に遊びに使える組織を目指す。

## 第2号事項 業務及び会計監査の結果に関する内部監査役の報告 ~関根会計監査~

### ① 会費支払い状況

15%	未払 85%
-----	--------

### ② 総会出席者

5%	不参加 95%
----	---------

### ③ 会費＆使い道 100%案分 (過去3年平均)

支部会費 20%	下関総会交通費 10%
総会費 30%	総会・会場費 50%
協賛金 40%	総会・プログラム 20%
赤字 10%	総会・郵送費 20%

### <対策案>

- ・ネットを活用し、印刷・郵送費を0円に近づける。
- ・法人協賛金に頼らない運営をする。一般寄付をお願いする。
- ・下関総会参加を再考する。
- ・総会そのものの在り方を再考する。総会以外の活動をする。
- ・会員登録者を増やす。会費支払者を増やす。年会費を上げる。

## 第3号事項 役員の選出結果 ~田中支部長~

役職	氏名		任期	主たる担当業務
支部長	増殖 24	田中 敏夫	留任	支部代表・会務の統括
副支部長兼事務局長	漁業 34	関根 貴之	新任 (境事務局長の後任)	総務・会計担当
副支部長	機関 25	境 文生	留任 (事務局長の任は解く)	支部長補佐
"	漁業 39	土橋 猛	留任	涉外、カッター事業

"	増殖 48	候 光華	"	涉外、会員交流
"	機関 49	坂本 直彦	"	会議運営、広報、登録 会員管理
会務役員	漁業 29	財津 正隆	"	涉外、カッター事業
"	漁業 29	鹿野 哲夫	"	涉外、会員交流
"	機関 30	平井 洋美	"	涉外、会員交流
"	増殖 37	児島 琢朗	"	涉外、会員交流
"	製造 41	渡邊 剛幸	新任	新事業開発、会員交流
"	漁業 48	本田 政弘	"	若手会、新事業開発
"	経営 57	稻富 韶之	"	若手会、新事業開発
"	経営 57	半谷 仁希	"	若手会、新事業開発
"	食品 57	一色 健太郎	"	若手会、新事業開発
"	食品 64	宮本 敏晴	"	若手会統括
内部監査役	漁業 29	山田 篤郎	留任	業務監査
"	漁業 40	宮内 裕之	新任	会計監査

以上、説明・報告につき、質問等は一切なし。

2018.9/4  
土橋 猛

G 39 土橋 猛

2018.9/4  
候光華

Z 48 候 光華

<添付資料1>

平成 30 年 5 月 29 日

滄溟会関東支部会則 新旧対比表

平成 29 年 6 月改定		平成 30 年 6 月改定案	
第 1 章 総則			
第 1 条 (名称)	滄溟会関東支部（以下本支部という）と称す。	第 1 条 (名称)	本会は滄溟会関東支部（以下本支部という）と称す。
第 2 条 (設置)	本会則は国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産 大学校（以下母校という）同窓会の滄溟会会則第 6 条 に基づき設置された本支部の会則（以下会則という） である。	第 2 条 (設置)	本会則は国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産 大学校（以下母校という）同窓会の滄溟会会則第 6 条 に基づき設置された本支部の会則（以下会則という） である。
第 3 条 (目的)	本支部は会員相互の親睦と知識の向上を図り、母校と のつながりを強め、母校の存続を支持し、同窓生の豊 かな生活に寄与する事を目的とする。	第 3 条 (目的)	本支部は会員相互の親睦と知識の向上を図り、母校と のつながりを強め、母校の存続を支持し、同窓生の豊 かな生活に寄与する事を目的とする。
第 4 条 (事業)	第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。  (1) 講演会及び座談会の開催  (2) 業界情報及び求人・就職情報の提供  (3) その他必要と認める事項	第 4 条 (事業)	第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。  (1) 講演会及び会員交流会等の開催  (2) 業界情報及び求人・就職情報の提供  (3) その他必要と認める事項
第 5 条 (事業年 度)	事業年度は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までと する。	第 5 条 (事業年 度)	事業年度は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとす る。
第 6 条 (施行細 則)	細則は必要に応じて役員会で定める。	第 7 条 (細則)	細則は必要に応じて役員会で定める。

第2章 会員		第2章 会員	
第7条 (会員の種類)	本支部会員（以下会員という）は正会員、特別会員および名誉会員とする。  資格は滄溟会会則第10条に準じ、関東地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬、福島の1都7県）に在住又は勤務する滄溟会会員とする。	第7条 (会員の資格)	資格は滄溟会会則第10条に準じ、原則、関東地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬、福島の1都7県）に在住又は勤務する滄溟会会員とする。
第8条 (会員の資格)	会員の中でも次に当たるものは総会の決議により除名する事がある。  2 本支部の名誉を著しく傷つけまたは 本支部の目的に反する行為があったと役員会が認めた者。	第8条 (会員の種類)	本支部会員は登録会員と未登録会員及び特別会員で構成する。  登録会員になろうとする者は、本支部が定めた会員名簿に氏名、連絡先等を登録し、支部長がこれを管理する。
第9条 (除名)	会員の中でも次に当たるものは総会の決議により除名する事がある。  2 本支部の名誉を著しく傷つけまたは 本支部の目的に反する行為があったと役員会が認めた者。	第9条 (除名)	会員の中でも、本支部の名誉を著しく傷つけまたは本支部の目的に反する行為があったと役員会が認めたものは、総会の決議により除名する事がある。
第3章 会費		第3章 会費	
第10条 (会費)	会員は本支部会費（以下会費という）として年1,000円を納入する。  また、60歳以上の会員は終身会費として10,000円を納入することもできる。  但し、教職にあった特別会員は会費を免除する。  2 納入された会費は返戻しない。	第10条 (会費)	会員は本支部会費（以下会費という）として年1,000円を納入する。  ただし、平成29年度以前に終身会費を支払った会員及び、教職にあった特別会員は会費を免除する。  2 納入された会費は返戻しない。

第4章 役員及び事務局		第4章 役員及び事務局	
第11条（役員）	本支部には次のとおり、滄溟会関東支部役員（以下支部役員という）と滄溟会本部役員（以下本部役員という）を置く。  支部役員 支部長 1名 事務局長 1名 副支部長 4名 内部監査役 若干名 顧問 若干名 本部役員 理事 4名	2	本支部の運営にあたり、滄溟会関東支部役員（以下支部役員という）と滄溟会本部理事（以下本部理事という）を置く。  支部役員の内訳は次の通りとする。なお、支部長、内部監査役以外は任務を兼任することができる。 (1) 支部長 1名 (2) 事務局長 1名 (3) 副支部長 若干名 (4) 会務担当役員 若干名 (5) 内部監査役 2名
第12条（役員の選出）	支部役員は役員会で選出され支部総会（以下総会という）で承認される。但し、顧問は支部長経験者のうち役員会の推薦を受け総会の承認を得て支部長が委嘱する。	3	本部理事は滄溟会本部総会及び理事会に出席し、本部会務の審議と業務の執行及び、本部との情報の共有を図る。
第13条（事務局）	2 本部役員は 滄溟会細則役員選出規程第2条に基づき、支部役員の中から本人の承諾を得て現行役員会で選出する。  本支部の会務運営を目的とした事務局を設置し、必要に応じて事務担当者を置くことが出来る。  2 事務局長は役員会で選出され、支部長がこれを委嘱する。  3 事務局長は役員が兼務できる。	2	第12条（役員の選出）  支部役員は現役員会が指名する候補者及び、登録会員からの推薦者、立候補者から現役員会が選出し、支部総会（以下総会という）で報告する。  本部理事は滄溟会細則「2. 役員など選出規程」第2条に基づき、支部役員の中から本人の承諾を得て役員会で選出する。
第14条（職務）	2 支部長は本支部を代表し会務を統轄する。  2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代理する。  3 内部監査役は本支部の財務状況および業務執行の情況を監査する。  4 顧問は本支部の運営に適切な助言を行う。  5 事務局長は会務を担当し事務局を統轄する。  6 本部理事は本部理事会で本部運営にあたる。	2	第13条（職務）  支部長は本支部を代表し会務を統轄する。  副支部長は支部長を補佐、支部長に事故ある時はこれを代理する。また、広報、涉外、登録会員の管理を担当する。  3 事務局長は総務及び会計を担当する。  4 会務担当役員は役員会で必要とされる会務を担当する。  内部監査役は本支部の財務状況および業務執行の情況を監査する。
第15条（任期）	6 本会役員の任期は2年とし再選を妨げない。  2 補充された本支部役員の任期は 前任者の残存期間とする。	2	第14条（任期）  本会役員の任期は2年とし再選を妨げない。  補充された本支部役員の任期は 前任者の残存期間とする。

第5章 会議		第5章 会議	
第 16 条 (会議)	会議は総会、役員会、支部連絡委員とする。	第 15 条 (会議)	会議は総会、役員会とする。
2	総会は定期総会と必要に応じて臨時総会を設ける。	2	総会は定期総会と必要に応じて臨時総会を設ける。
3	総会は支部の最高意思決定機関である。		会議の議長は相互推薦とする。
第 17 条(議長及び義 決) 2	会議の議長は相互推薦とする。 会議の議決は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長がこれを定める。	第 16 条(議長及び義 決) 2	会議の議決は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長がこれを定める。
	定期総会は原則として毎年 1 回滄溟会本部総会以前に開催する	第 17 条(定期総 会)	定期総会は原則として毎年 1 回事業年度終了後 3 カ月以内に開催する
第 18 条 (定期総 会)	臨時総会は役員会で必要と認めたとき開催し支部長が召集する。	第 18 条(臨時總 会)	臨時総会は次のいずれかに該当する場合、役員会の決議を経て支部長が招集する。
第 19 条 (臨時 総会)	本支部会員総数の 5 分の 1 以上からあらかじめ会議の目的とする事項を示され、請求があったとき開催し支部長が召集する。	(1) 役員会で必要と認めたとき。 (2) 本支部登録会員の 2 分の 1 以上からあらかじめ会議の目的とする事項を示され、請求があったとき。	第 19 条(総会招 集及び議決方 法)
2	総会は支部長がこれを招集する。10 日以前に日時、場所および会議の目的事項を書面で会員に通知する。	総会は支部長がこれを招集し、10 日以前に日時、場所および会議の目的事項を書面又は電子媒体により会員に通知する。	総会は登録会員の 4 分の 1 以上の出席 (欠席会員の委任状を含む) がなければ議決する事ができない。
第 20 条 (総会 招集及び議決方 法)	総会は会員の 20 分の 1 以上の出席 (欠席会員の委任状を含む) がなければ議決する事ができない。 但し、欠席会員は出席会員に委任して表決を行う事ができる。	総会における議決権は、関東支部会員名簿に登録された登録会員 1 名につき 1 票とし、未登録会員は議決権を有しない。	総会に提出し議決を必要とするものは次のとおりである。
2	会則の変更は出席会員の 4 分の 3 以上 (欠席会員の委任状を含む) の同意を必要とする。	(2) 会則の変更	(2) 会則の変更
3	総会に提出し議決を必要とするものは次のとおりである。	(3) 前年度の会務決算報告書及び資産管理状況	(3) 前年度の会務決算報告書及び資産管理状況
4	(1) 会則の変更 (2) 貸借対照表、財産目録および収支決算書の承認 (3) 基本財産の処分 (4) その他役員会において必要と認めたもの	(4) 次年度の事業計画及び収支予算案	(4) 次年度の事業計画及び収支予算案
第 21 条 (総会の 決議事項)	総会に提出し報告を必要とするものは次のとおりである。	(5) その他役員会において必要と認めたもの	総会に提出し報告を必要とするものは次のとおりである。
	(1) 会則の変更 (2) 貸借対照表、財産目録および収支決算書の承認 (3) 基本財産の処分 (4) その他役員会において必要と認めたもの	(1) 前年度の事業報告	(1) 前年度の事業報告
第 22 条 (総会の 報告事項)	総会に提出し報告を必要とするものは次のとおりである。	(2) 前年度の業務及び会計監査の結果に関する内部監査役の報告	(2) 前年度の業務及び会計監査の結果に関する内部監査役の報告
	(1) 前事業年度の事業報告および次年度の事業計画 (2) 業務及び会計監査の結果に関する内部監査役の報告	(3) 役員選出の結果	(3) 役員選出の結果
第 23 条 (役員 会)	(3) 役員選出の結果 (4) その他役員会で必要と認めた事項	(4) その他役員会で必要と認めた事項	(4) その他役員会で必要と認めた事項
	役員会は会則第 11 条、12 条によって選出された役員	役員会は会則第 11 条、12 条によって選出された役員で構成し支部長がこれを召集する。	役員会は会則第 11 条、12 条によって選出された役員で構成し支部長がこれを召集する。

	2	で構成し支部長が随时召集する。 役員会は支部運営に関する意思決定機関である。	2	役員会は支部運営に関する意思決定を行う
<b>第6章 資産及び会計</b>		<b>第6章 資産及び会計</b>		
第24条(基本財産)		次の各号に当たる資産はこれを基本財産とし、これを処分する場合には総会の決議を得る。  (1) 本会が保有する定期性預貯金  (2) 基本財産に編入の指定をもってなされた寄付金あるいは寄付物件  (3) 寄付金、剩余额その他の収入を支部役員会で基本財産に編入する事を議決したもの  (4) 基本財産の運用方法は役員会で決議する	第23条(資産の構成)	本支部の資産は、次に掲げるものによって構成する。  (1) 事業費  (2) 本会が保有する定期性預貯金  (3) 寄付金、剩余额その他の収入
第25条(会計)	2	本支部の運営経費は支部会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。  本支部の帳簿および記録は会員の請求があった場合は閲覧させなければならない。	第24条(資産の管理)	本会の資産は支部長が管理し、その管理の方法は役員会で決議し、総会の承認を得る。  本支部に寄付金があるときは役員会の決議を経てこれを受領することができる。
第26条(寄付)		本支部に寄付金 もしくは寄付物件があるときは役員会の決議を経てこれを受領することができる。	第25条(会計)	当支部の経費は、当支部の資産をもって支弁する。  会計年度は事業年度と同じとする。
第27条(会計年度)		会計年度は事業年度と同じとする。	2	本支部の帳簿および記録は会員の請求があった場合は閲覧させなければならない。
第28条(収支予算の作成)		支部長は年度の初めに収支予算書を作成し、役員会の承認を受けた後、総会に提出する。	3	支部長は年度の初めに収支予算書を作成し、役員会の承認を受けた後、総会に提出する。
第29条(決算報告書の作成)		支部長は会務決算報告書を作成し、内部監査役の監査を受け、総会に提出する。	第26条(収支予算の作成)	支部長は会務決算報告書を作成し、内部監査役の監査を受け総会に提出する。
<b>第7章 その他</b>		<b>第7章 その他</b>		
第30条(その他)		本会則に網羅されない事項が生じた時は役員会で協議し、必要に応じて総会議決とする。	第28条(その他)	本会則に網羅されない事項が生じた時は役員会で協議し、必要に応じて総会議決とする。
付則		この会則は平成29年6月1日から効力を発効する。	付則	この会則は平成30年6月24日から効力を発効する。

<添付資料2>

平成29年度 滌渢会関東支部決算報告書  
(第38期 平成29年6月1日~平成30年5月31日)

収入の部			支出の部		
事 項	摘 要	金 額	事 項	摘 要	金 額
前年度繰越金	預金8,462,069円 現金 92,444円	8,554,513	総会開催費	サンケイブラザ 奥野蒲鉾 日本捕鷹協会 台東区民会館(前払い)	518,529 20,000 16,740 34,500
支 部 会 費		138,496	交 通 費	滌渢会総会旅費3名分	105,000
懇 親 会 費		381,000	通 信 費	総会案内ハガキ等	239,053
寄 付 金		255,000	委 託 費	ショクミネット	75,600
預 金 利 息		1,765	振込手数料	送金手数料	2,592
			雑 費	天蠶丸お祝い等	64,407
			支 出 小 計		1,076,421
			翌年度繰越金		8,254,353
合 計		9,330,774			9,330,774

(備考)

前年度繰越金の内訳

三井住友銀行三ツ境支店	定期預金	5,930,014
三井住友銀行三ツ境支店	普通預金	12,951
ゆうちょ銀行京橋支店	定期預金	1,610,000
ゆうちょ銀行京橋支店	普通預金	224,459
ゆうちょ銀行京橋支店	振替口座	179,656
城北信用金庫中央支店	普通預金	504,989
現金		92,444
(合計)		8,554,513

翌年度繰越金の内訳

ゆうちょ銀行京橋支店	定期預金	7,540,000
ゆうちょ銀行京橋支店	普通預金	714,353
(合計)		8,254,353

上記の通り報告いたします。

平成30年6月1日

事務局長 境 文生

監査の結果適正と認めます。

平成30年6月 日

監査役

関根 貴之

山田 篤朗

■平成 30 年度予算案

平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日

	収入	支出	
30・6・1 繰越	8,254,353		
支部会々費	200,000		1,000 円×200 人
支部会寄付金	100,000		
総会々費	400,000		5,000 円×100 人
総会寄付金	300,000		
繰越金を除く収入	<1,000,000>		
会議費		60,000	10,000 円×6 回
女子、若者部会費		300,000	
横浜カッタ一部会費		100,000	
ゴルフ部会費		100,000	
交流親睦会部会費		100,000	
しゅくみネット使用料		64,800	5,400 円×12 ヶ月
ホームページ ドメイン料		20,000	
交通費		105,000	本部総会参加費
印刷・コピー費		10,000	
郵送費		10,000	
消耗品費		30,000	
総会・会場飲食費		500,000	
総会講演会費		70,000	
2018 年度支出		<1,469,800>	
正味財産減		▲469,800	
2019・5・31 繰越		7,784,553	